

平成 18 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 成田和幸
(J A S D A Q ・ コード 1873)
間 合 せ 先 執行役員財務部長 青莉雅肥
T E L (0 1 9) 6 2 4 - 3 2 6 1

有価証券報告書虚偽記載に係る証券取引等監視委員会からの勧告について

1. 調査の経緯について

平成 18 年 8 月 4 日に公表しました、平成 17 年 10 月期決算短信（連結）及び平成 17 年 10 月期個別財務諸表の概要の内容の一部訂正について、併せて同日に第 37 期有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。本件について平成 18 年 9 月より証券取引等監視委員会から有価証券報告書虚偽記載について検査を受けておりました。

平成 17 年 10 月期（第 37 期）の決算訂正内容については、既に公表いたしました内容のとおりでございます。決算内容の訂正となりました原因は平成 17 年 10 月期の退職給付債務額の計算における錯誤のデータを使用したものであり、退職給付引当金の過少計上を行ったことにあります。

2. 証券取引等監視委員会からの勧告内容

有価証券報告書虚偽記載について検査の結果、証券取引法第 17 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した」行為に該当するとの判断から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金の納付命令発出の勧告があったものであります。

3. 本件について

当社といたしましては、証券取引等監視委員会の勧告内容について、誠に遺憾であり、真摯に受け止めております。今後は内部管理体制を強化し再発防止に取り組む所存でございます。株主様、投資家の皆様にご迷惑をお掛けしましたこと、誠に申し訳なく陳謝申し上げます。

4. 今後の対策

今回の問題点は「財務報告に係る内部統制」に深く関わる問題として認識し、受け止めております。本件とは別途、平成 18 年 5 月 8 日の取締役会で「内部統制基準」の基本方針を決議し、財務報告に係る内部統制及びコンプライアンスの徹底に向けた再発防止及び社内管理体制の強化策について、今回の調査でのご指摘や外部コンサルタントなど専門家の意見、アドバイスなど支援を受け引き続き現在鋭意策定してまいるところであります。

以 上